主 文本件控訴はいづれもこれを棄却する。 控訴費用は控訴人等の負担とする。

事

控訴人等代理人は原判決を取消す、控訴人等が出生による日本の国籍を現に有することを確認する、訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とするとの判決を求め、被控訴人代理人は本案前の抗弁として、原判決を取消す、控訴人等の本件訴を却下するとの判決を求め、本案につき本件控訴を棄却するとの判決を求めた。

以上のように控訴人等は出生による日本の国籍を有することにつき利益を有するのであるから被控訴人においてこれを争う以上控訴人等はこれが確認を求めるにつき利益を有する次第であると述べ、被控訴人代理人において控訴人等が現に日本の国籍を有している以上その取得の原因が出生によるものであつても特にこれにつき確認を求める利益を有しない。

即ち、(一)被控訴人においては控訴人等が日本の国籍を有していることを争つてはいない。而して控訴人等が出生により日本国籍を有するにせよ、又国籍回ない。(二)判決の既判力は主文に包含するもののみについて存するから控訴人等が出生による日本の国籍を有することの確認判決はその理由中に前提として日本の国籍の無効の点が判断されていてもこのような判断には既判力は及ばない。後回後の無効の点が判断されていてもこのような判断には既判力は及ばない。後回後の判断は関係行政庁を拘束する効力はないから控訴人等が出生により企図である。とはできない。要するに控訴人等が出生による目的、例えば日本国籍の離脱、戸籍の訂正、米国人と同等の配給物の受領、米国人の渡航等を容易に達成することはできない。要するに控訴人等が出生による判し控訴人等の本件訴の却下を求めると述べた外、原判決の事実摘示と同であるからここにこれを引用する。

証拠として、控訴人等代理人等は甲第一、第二号証の各一、二、第三号証、第四、第五号証の各一、二を提出し、原審証人A、当審証人Bの各証言、原審並に当審における控訴人両名本人訊問の結果を援用し、当審証人Cの喚問を求め、乙第一、第二号証の各一、二の成立を否認し、被控訴人代理人は乙第一、第二号証の各一、二を提出し、甲第一第二号証の各一、二甲第三号証の成立を認め、その余の甲号各証の成立は不知と述べた。

理 由

先づ控訴人等が出生による日本の国籍を有することの確認を求める利益を有するや否やにつき判断するに、本訴請求原因によれば控訴人等は米国において日本人を父母として出生し日米両国の国籍を取得したものであるところ、その後日本の国籍を顧脱し更に日本の国籍を回復したものとして、その回復により日本の国籍をであるとの理由によりこれに基いて控訴人等が出生により日本の国籍を有することの確認を求めるものである。而して控訴人等は出生により日本の国籍を有することの確認を求めるものであるが、決して対国の国籍の存否につき確認を求めるものでないことも明白である。惟うに、控訴人等が出生により日本の国籍を有することに確定すれば控訴人等は

日米両国の国籍を有することゝなるから、国籍法上日本の国籍を離脱し得ることゝ なるべく、又控訴人等は戸籍上国籍回復の結果日本の国籍を取得したものとせられ ているが、出生により日本の国籍を有するものと確定すれば、これに合致するや〈要 旨第一>う戸籍の訂正を求め得ることも明かである。これらの点について考えれば控 訴人等が出生により日本の国籍を</要旨第一>有するものであるや否やは現在の法律 関係の内容をなすものであり、従つてその確認を求めるのは決して過去の事実の確 認を求めるものではない。而して控訴人等が現に日本の国籍を有することは当事者間に争がないけれども、控訴人等が出生により日本の国籍を有することを被控訴人において争う以上控訴人等はこれが確認を求める利益を有するものといわなければ ならない(被控訴人のこの点に関する(一)及び(二)の主張は右の説示に徴く要旨 第二〉すればその理由がないことは自ら明かである)。 尤も控訴人等において現に 有する日本の国籍が出生によつて</要旨第二>取得されたものであることに確定すれ ば控訴人等は米国において出生したことにより取得した米国の国籍を失うことなく 依然これを有することとなろう。而して控訴人等が米国の国籍を有するものとすれば控訴人等は我国において米国人としての特権を享受し得るであろろ。しかしかと る結果は出生による日本の国籍を有することについての確認判決の反射的効果に過ぎない。いう迄もなく米国の国籍を有することの確認を求める訴は米国の裁判所の 権限に属し、日本の裁判所の裁判権に属しないが本件訴訟がかゝる外国の国籍の有 無について確認を求めるものでないことはその主張自体に徴しても明白である。

要するに控訴人等は出生により日本の国籍を有することの確認を求める利益を有するものといわぎるを得ない(当裁判所の右見解に反する最高裁判所の判決(昭和二四年一二月二〇日)の採る理論は賛し難きところである)。然らば控訴人等がからる確認を求めることにつき利益なしとして本件訴の却下を求める被控訴人の主張は採用し得ない。進んで本案につき案ずるに、

控訴人Dが大正〇年×月△△日に控訴人Eが大正〇年×月△△日にいづれも米国 カリフオルニヤ州において日本人F同G夫妻の間に生れ日米両国籍を取得したとこ ろ、昭和十二年六月二十四日控訴人等名義を以て日本国籍離脱の届出がなされそれ により控訴人等が右国籍を離脱したものとして戸籍簿上に除籍の記載がなされたことは成立に争のない甲第一、第二号証の各一、二、甲第三号証及び原審並に当審における控訴人等の各供述によつて認めることができる。よつて控訴人等が右国籍離脱の届出について関知していなかったか否かについて案ずるに、右国籍離脱の届出 が控訴人等の父Fによつてなされたことは原審証人Aの供述によつてこれを認める ことができる。しかしながら右証人A、当審証人B、C、原審並に当審における控 訴人等の各供述(但後記措信しない部分を除く)を綜合すれば、(一)右Fは予て 米国カリフオルニヤ州で食糧品雑貨商を営んでいたが昭和十二年中その財産を整理 し一家を挙げて日本へ帰国することと定めたところ、当時恰も日華両国間に紛争が起りその前途は極めて険悪な情勢にあつたのでFは控訴人等が日本の国籍を有したまま帰国するときは後記のように徴兵適令期にあるためその帰国後兵役に徴集されるのは思知党に支持を変われる。 その結果勉学に支障を来たすことを怖れ控訴人等のため前記の国籍離脱の手続を採 るに至つたこと、(二)右国籍離脱の届出当時控訴人口は殆んど満二十年に、控訴 人Eは満十九年に近い年齢にそれぞれ達していて控訴人Dは米国のハイスクールの 課程を学修中であり両控訴人共右(一)の事情をよく諒解することのできる年齢に達し且その智能をも備えていたこと、(三)控訴人等は大平洋戦争終了後である昭 和二十年九月十七日に至り右国籍離脱の手続を有効なものとして東京都長官に対し日本の国籍回復を申請しその許可を受けたことを認めることができるところ、これ等の事実を参酌すれば原審並に当審における控訴人等の右国籍離脱の届出には関知 しない旨の各供述及び甲第四号証の一、二の同旨の記載には直に信用をおくことが できないし、原審証人A、当審証人Bの各供述も控訴人等において右の届出を知ら なかつたものと認めさせるのに十分ではなく、他にその事実を認めさせるに足る証拠もない。かえつて右(一)(二)(三)の事実によれば控訴人等においてFが右 国籍離脱の届出をなすことを了解しており、国籍離脱は控訴人等の意思に基くもの と推測される。しからば右国籍離脱の届出が控訴人等において関知しないものであ つて無効であることを前提とする控訴人等の本訴請求は他の点につき判断を加える までもなく失当であるからこれと同趣旨の原判決は相当であつて本件控訴は理由が ない。

よつて民事訴訟法第三百八十四条第八十九条第九十三条第九十五条を適用し、主 文のとおり判決をする。

(裁判長判事 松田二郎 判事 河合清六 判事 岡崎隆)